

特別職報酬等の改定について（案）

【令和6年度特別区人事委員会勧告】

月例給については、公民格差11,029円（2.89%）を解消するため、初任給、若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で引上げ改定。特別給については、年間の支給月数を0.20月引上げる。

【改正案】

勧告が、初任給、若年層に重点を置いていることを踏まえ、特別職等の報酬等月額を0.9%（6級職の加重平均）増額するとともに、期末手当の支給月数を0.20月引上げる。
 なお、改定時期は、令和6年4月1日からとする。

単位：円

		報酬等月額		期末手当		年収C (A*12月)+B		年間経費合計額 (C×人数)
		改定率	月額A	支給月数	年間支給額B			
区 長	現行		1,258,900	3.40 月	6,206,377	21,313,177	× 1 人 =	21,313,177
	改定後	0.90%	1,270,200	3.60 月	6,630,444	21,872,844	× 1 人 =	21,872,844
	差		11,300	0.20 月	424,067	559,667	× 1 人 =	559,667
副区長	現行		1,018,800	3.40 月	5,022,684	17,248,284	× 2 人 =	34,496,568
	改定後	0.90%	1,028,000	3.60 月	5,366,160	17,702,160	× 2 人 =	35,404,320
	差		9,200	0.20 月	343,476	453,876	× 2 人 =	907,752
教育長	現行		931,000	3.40 月	4,589,830	15,761,830	× 1 人 =	15,761,830
	改定後	0.90%	939,400	3.60 月	4,903,668	16,176,468	× 1 人 =	16,176,468
	差		8,400	0.20 月	313,838	414,638	× 1 人 =	414,638
議 長	現行		925,100	3.30 月	4,426,603	15,527,803	× 1 人 =	15,527,803
	改定後	0.90%	933,400	3.50 月	4,737,005	15,937,805	× 1 人 =	15,937,805
	差		8,300	0.20 月	310,402	410,002	× 1 人 =	410,002
副議長	現行		792,900	3.30 月	3,794,026	13,308,826	× 1 人 =	13,308,826
	改定後	0.90%	800,000	3.50 月	4,060,000	13,660,000	× 1 人 =	13,660,000
	差		7,100	0.20 月	265,974	351,174	× 1 人 =	351,174
委員長	現行		650,600	3.30 月	3,113,121	10,920,321	× 8 人 =	87,362,568
	改定後	0.90%	656,500	3.50 月	3,331,737	11,209,737	× 8 人 =	89,677,896
	差		5,900	0.20 月	218,616	289,416	× 8 人 =	2,315,328
副委員長	現行		623,500	3.30 月	2,983,447	10,465,447	× 8 人 =	83,723,576
	改定後	0.90%	629,100	3.50 月	3,192,682	10,741,882	× 8 人 =	85,935,056
	差		5,600	0.20 月	209,235	276,435	× 8 人 =	2,211,480
議 員	現行		601,200	3.30 月	2,876,742	10,091,142	× 16 人 =	161,458,272
	改定後	0.90%	606,600	3.50 月	3,078,495	10,357,695	× 16 人 =	165,723,120
	差		5,400	0.20 月	201,753	266,553	× 16 人 =	4,264,848

※ 副区長2人体制への変更に伴い令和6年7月8日から副区長は2人になりました。

※ 予特・決特の委員長・副委員長については考慮していません。

※ 議員改選等については考慮していません。

※ 報酬等月額の改定後額は、百円以下四捨五入しています。

※ 期末手当の年間支給額は、小数点以下切捨てにしています。

(参考①) 区長、副区長及び教育長の期末手当：(給料月額+給料月額×45/100)×支給月数

(参考②) 議員の期末手当：(報酬月額+報酬月額×45/100)×支給月数

三役合計	改定前	71,571,575
	改定後	73,453,632
	差	1,882,057

議員合計	改定前	361,381,045
	改定後	370,933,877
	差	9,552,832

三役・議員 合計	改定前	432,952,620
	改定後	444,387,509
	差	11,434,889